

医療法人東札幌病院 倫理委員会規定

<目的>

第1条 医療法人東札幌病院で行われるすべての医療・福祉に関わる行為について、倫理的配慮をはかることをもって、その質を高めることを目的とし、東札幌病院倫理委員会をおく。

東札幌病院倫理委員会は次の委員会から成る。

1. 東札幌病院研究審査委員会(Research Review Board: RRB)
人を対象としたすべての臨床研究、および治療についてヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮の側面から審査を行う。
2. 臨床倫理委員会(Clinical Ethics Committee: CEC)
日常の医療・福祉の行為について、リスボン宣言の趣旨にそった倫理的配慮の側面から検討し、指針をだす。

<任務>

第2条 前条に定める目的を達するために、各委員会は次の任務を行う。

研究審査委員会

- ① 当該施設で行われる人を対象とする研究等について、その実施責任者から申請のあった研究計画書の内容を、倫理的側面から審査する。
- ② 当該施設で行われる人を対象とする治験について、受け入れ責任者からの申請のあった治験内容について、倫理的側面から審査する。

臨床倫理委員会

日常の医療及び福祉の質の向上を目指して、個別の具体的な状況について、倫理的に適切な対応ができるように、次の支援活動をおこなう。

- ① 臨床現場で生じる臨床倫理的問題(医療の意思決定や方向付け)に対し、臨床倫理委員会に要請のあった事例や、日常の合同カンファレンスで話し合われる事例について、現場スタッフが解決できるように支援する。
- ② 臨床倫理に関するスタッフ・患者・家族への教育、啓蒙を行う。
- ③ 倫理的 policy の作成・レビュー(policy recommendations)を行う。
- ④ 倫理的コンサルテーション・サービスを行う。
- ⑤ 医の倫理セミナーを運営する。

<組織>

第3条 東札幌病院倫理委員会は次の各号に掲げる委員で構成する。

東札幌病院倫理会

- ① 研究審査委員会(RRB): 副院長・医師(内科医・外科医)・看護師・薬剤師・事務職員・MSW 課職員・医療分野以外の学識経験者
- ② 臨床倫理委員会(CEC): 副院長・医師・看護師・MSW 課職員・事務職員・外部の一般市民の代表(場合によっては法律の専門家の参加を得る)

両委員会に続内問題が生じた時には(例えば新しい治療の実施に関して等)、院長が両委員会から、医療分野以外の委員を含めた委員を任命し、その問題に関して諮問することとする。

<任期>

第4条

- ① 研究審査委員及び臨床倫理員の任期は原則として1年とするが、再任を妨げない。
- ② 委員長は院長が任命する。
- ③ 臨床審査委員会及び臨床倫理委員会は原則として月1回開催する。
倫理的な問題が起きた時にはその都度対応する。

平成13年4月1日 作成

平成15年4月1日 改定

平成19年4月1日 改定

平成22年4月1日 改定

平成25年4月1日 改定

平成27年4月1日 改定